

2023年5月12日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』1181 国土交通省海事局
船員政策課

船員労働災害防止優良事業者認定制度に基づく

令和5年度船員労働災害防止優良事業者の募集を開始

今週は、国土交通省海事局が募集する「船員労働災害防止優良事業者認定制度」について紹介します。

船員の労働災害については、発生件数、発生率ともに昭和43年から大幅に減少してきましたが、陸上の労働災害と比較すると依然として高い発生率となっています。

「船員労働災害防止優良事業者認定制度」とは、このような状況を踏まえ、船員災害防止対策推進の一環として、平成18年度以降、労働災害の防止に優れた成果を挙げている船舶所有者を「船員労働災害防止優良事業者（1級または2級）」として認定している制度です。

1. 募集期間

令和5年5月10日(水)～6月30日(金)

2. 事業者の認定など

優良事業者の認定については「船員災害防止モデル事業検討委員会」に報告の上、国土交通省が認定します。

認定した事業者にはステッカーを交付し、国土交通省のホームページなどで公表します。

認定事業者は自社のホームページや船員募集の際に船員職業安定業務窓口などに提出する求人票に優良事業者である旨を記載できます。

なお、認定を受けた優良事業者には、毎年9月に実施している「船員労働安全衛生月間」に行う「船員災害防止大会」の場において優良事業者認定証の授与を行います。

3. 申請方法

募集期間中に地方運輸局に、次の書類を提出してください。

- ① 船員労働災害防止優良事業者認定申請書
- ② 安全衛生チェックリスト

4. 認定要件

申請時以前の一定期間内（1級は5年間、2級は3年間）において、次に掲げる要件の全てに適合していること。

- ① 船員法および船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定に関して無違反であること。
- ② 労働災害・疾病の発生件数が基準内（3日以上の上の休業者が一定数以下であり、かつ、死亡または行方不明者がいない）であること。

※なお、1級については、認定申請時に2級の認定を受けていること。

募集要項は、国土交通省ホームページでご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000013.html

問い合わせ先

国土交通省海事局 船員政策課 労働環境対策室

TEL 03(5253)8052

FAX 03(5253)1643

または、最寄りの地方運輸局まで